

ひとり親家庭の生活を支える制度

子育てのための手当・助成

①児童手当

四日市市に住所を有し、高校生年代まで(18歳到達後最初の3月31日まで)のこどもを養育している人が対象です。こどもの人数、及び年齢により手当の支給額が異なります。手当の振込月は偶数月です。

3歳未満	15,000円/月 第3子以降30,000円/月
3歳以上高校生年代まで	第1子・第2子10,000円/月 第3子以降30,000円/月

※「第3子以降」とは、大学生年代まで(22歳到達後最初の3月31日まで)の養育している子のうち、上の子から数えて3番目以降をいいます。



②子ども医療費助成

高校生年代までのこどもが対象です。こどもにかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。



③児童扶養手当 所得制限あり ひとり親限定

離婚や死亡などにより、父または母と生活をともにしていないこども(高校生年代まで)を扶養している母または父、もしくは養育者に支給される手当です。手当の振込月は奇数月です。

※こどもが身体または精神に中程度以上の障害を有するときは、手続きにより20歳未満まで支給延長されます。

(令和8年4月分から適用)

全部支給	48,050円/月
一部支給	11,340円～48,040円/月
2人目以降1人について	加算5,680円～11,350円/月



④一人親家庭等医療費助成 **所得制限あり** **ひとり親限定**

こども(高校生年代まで)を扶養しているひとり親家庭の母、または父が、医療保険による治療を受けた場合、支払った医療費の自己負担分が助成されます。

■①～④のお問合わせ

四日市市こども手当・医療給付課

TEL.059-354-8083



生活の安定や住まいに関する支援

①産前産後期間の保険料免除制度

P.19⑦をご参照ください。

②国民年金保険料の育児免除制度(令和8年10月開始)

P.19⑧をご参照ください。

③ひとり親家庭等日常生活支援事業 **所得制限あり** **ひとり親限定**

ひとり親家庭および寡婦が、一時的かつ緊急的に生活援助や保育等のサービスが必要な場合等に、家庭生活支援員を派遣または施設で保育を行う制度です。事前に家庭生活支援員派遣対象世帯の認定を受けてください。認定日または最終のご利用日から3年間利用がなかった場合は、認定は取消となります。(再登録可能)

※市内在住で、児童扶養手当の受給者あるいは同等水準の人が対象

※令和7年4月より社会福祉法人四日市厚生会 菜の花苑へ一部委託して実施しています。

■お問合わせ

【世帯登録について】

四日市市こども家庭センター 管理係

TEL.059-354-8298

【ご利用について】

社会福祉法人四日市厚生会 菜の花苑

TEL.059-345-0051



リーフレット



菜の花苑

④ひとり親控除・寡婦控除

ひとり親(寡婦)控除を受けるためには、会社の年末調整や公的年金等の受給者の扶養親族等申告書提出の際に申告するか、所得税の確定申告書および市民税県民税申告書を提出していただく必要があります。

●ひとり親控除 《控除額》所得税…35万円 市県民税…30万円

次のすべての要件を満たす人が対象です。

- ・現に婚姻していないこと、または配偶者の生死が不明であること
- ・総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子(他の納税義務者の同一生計配偶者・扶養親族とされている人を除く)を有すること
- ・合計所得金額が500万円以下であること
- ・住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

●寡婦控除 《控除額》所得税…27万円 市県民税…26万円

次のA/Bいずれかに該当し、ひとり親に該当しない人が対象です。

A 夫と離婚後、婚姻していない人で、次のすべての要件を満たす人

- ・扶養親族(他の納税義務者の同一生計配偶者・扶養親族とされている人を除く)を有すること
- ・合計所得金額が500万円以下であること
- ・住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

B 夫と死別後、婚姻していない人または夫の生死が不明な人で、次のすべての要件を満たす人

- ・合計所得金額が500万円以下であること
- ・住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

■お問い合わせ

(市県民税に関すること)四日市市市民税課 市民税第1・2係

TEL.059-354-8132

(所得税に関すること)四日市税務署

TEL.059-352-3141



市民税課

⑤四日市市母子・父子福祉センター

●交流事業 ひとり親限定

ひとり親家庭同士の交流や親子の交流の機会として、「親子デイキャンプ」「親子飾り巻き寿司教室」を開催しています。募集は、市広報等でお知らせします。

●技能習得講座 ひとり親限定

ひとり親の自立のサポートとして、パソコン講座等を開催しています。講座の募集は市広報等でお知らせします。

●いきいきサークル ひとり親または寡婦

趣味を通した生きがいやふれあいの場として、編み物・書道・和裁のサークルを開催しています。

■お問い合わせ

四日市市母子・父子福祉センター

TEL.059-354-8277



⑥四日市母子寡婦福祉会

P.46をご参照ください。

⑦自立相談支援事業

暮らしでの困りごとに対し、相談員が寄り添いながら共に必要な支援を考え、具体的なプランを作成し、自立に向けた支援を行います。まずは、市の相談窓口へご相談ください。

■お問い合わせ

生活支援室

TEL.059-354-8466

⑧生活保護

様々な事情で生活に困った人が、その資産や能力を活用し、扶養義務者に相談しても、なお最低限度の生活を維持できない場合は、その世帯の生活を維持し、自立を助長するため、国の定めた最低生活基準額に不足する額が支給されます。

■お問い合わせ

四日市市保護課 TEL.059-354-8166

⑨住居確保給付金

離職等により住居を失った人、または失うおそれの高い人に対し、就職に向けた活動などを条件に、一定期間家賃相当額を支給する制度です。収入や資産に関する一定の要件等を満たす人が対象です。

■お問い合わせ

生活支援室 TEL.059-354-8466

⑩母子生活支援施設

母子家庭の保護、児童の健全育成を目的とする児童福祉施設です。

■お問い合わせ

四日市市こども家庭センター こども家庭係

TEL.059-354-8276

⑪市営住宅・県営住宅

一定の条件を満たす人は、公営住宅に入居できる場合があります。詳しい資格条件や対象団地、募集時期については各窓口へお尋ねください。

■お問い合わせ

【市営住宅】四日市市市営住宅課

TEL.059-354-8218

【県営住宅】鈴鹿亀山不動産事業協同組合

TEL.059-373-6802



市営住宅



県営住宅